破産手続終結

平成２０年（フ）第３２５号
北海道釧路市鳥取大通８丁目１番１号
破産者　株式会社コストデザイン
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第７６７号
千葉県船橋市新高根２丁目12番35号
破産者　近藤　敦子
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６１１号
奈良県高市郡高取町大字車木323番地の１
破産者　喜多薬品工業株式会社
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第６号
島根県江津市松川町下河戸95番地
破産者　太田　　克
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成１９年（フ）第６３１号
福井県越前市村国２丁目８番24号
破産者　有限会社栄光住研
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
福井市和田東１丁目2323番地
破産者　福井ソーラーハウス株式会社
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
福井県丹生郡越前町江波第126番
破産者　有限会社矢部工業
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６５号
大阪市東淀川区小松２丁目７番26号
破産者　株式会社七福
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９７号
最後の住所大阪府泉南郡熊取町大久保東１丁目１番10号永山病院内、住民票上の最後の住所大阪府泉南郡熊取町小垣内３丁目２番25号
破産者　亡義本安相続財産
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８２１号
札幌市白石区東札幌５条１丁目２番20号
破産者　ユニバーサルブレイン株式会社
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５３号
盛岡市本宮字林崎１番地１
破産者　有限会社西部燃料
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１１４２号
神奈川県大和市南林間９丁目２番６号レオパレスＭＲＫ926―103、開始決定時の住所東京都青梅市今井１丁目195番地の１アムールＹ101号
破産者　民野　浩生
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３５１号
東京都羽村市小作台１丁目13番地１レクセルプラザ小作205
破産者　土屋由里子
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１５号
鹿児島県曽於郡大崎町菱田1662、住民票上の住所鹿児島県曽於郡大崎町神領331番地３
破産者　久徳　　覚
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
鹿児島県志布志市志布志町内之倉5353番地３、住民票上の住所鹿児島県志布志市志布志町帖3531番地５
破産者　坂元　郁哉
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
鹿児島県志布志市志布志町内之倉5353番地３、住民票上の住所鹿児島県志布志市志布志町帖3531番地５
破産者　坂元由紀子
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２０年（フ）第１２８５号
熊本県熊本市薄場１丁目７番41号
破産者　株式会社清原建設
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成１９年（フ）第８６号
大分県佐伯市野岡町２丁目６番15号、従前の住所大分県津久見市大字長目2290番地の１
破産者　中嶋　新一
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２０年（フ）第６０号
宮崎市大字本郷南方4563番地１　市営住宅97棟15号、開始決定時の住所宮崎県東諸県郡国富町大字深年359番地６
破産者　星野　清次
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係